

岡山市のし尿収集・運搬体制と合理化事業

し尿の収集・運搬体制

・廃棄物処理法が定める3つの体制

各家庭や事業所から排出されるし尿を、収集して浄化センター（処理施設）に運搬する業務の実施体制として、廃棄物処理法で規定されているのは、市町村の直営体制、委託業者体制、許可業者体制です。

・し尿の適正処理は市町村の責務

廃棄物処理法は、し尿等の一般廃棄物の処理を市町村の責務として定めており（第6条の2第1項）、し尿の収集・運搬体制については原則として市町村の直営体制か、市町村が民間業者に適正な委託料を支払ったうえで収集・運搬を委託する体制（あくまで市町村が実施主体）を採用しています（第6条の2第2項）。

民間業者に許可を与えて収集・運搬を行わせることができるのは、市町村による収集・運搬（委託による場合も含む。）が困難な場合に限られています（第7条第3項第1号）。許可方式は、市町村が実施主体となる方式ではありませんが、市町村内の一般廃棄物を適正に処理するため必要な条件を付したり、許可業者数や収集車両台数を適正規模に設定して収集・運搬体制を確保することは市町村の責務です。

・委託と許可の違い

委託方式は、あくまで市町村が実施主体となる方式ですから、収集・運搬の方法については委託契約の中で市町村が定める条件に従わなければならないならず、市民から徴収する収集料金（手数料）はそのまま市町村の歳入にしなければならない、代わりに収集・運搬にかかる費用については市町村が委託料として業者に支払います。

許可方式は、業者の主体的な企業活動に収集・運搬を委ねる方式であり、収集・運搬の方法については大枠的事項を許可条件として定めるにとどまり、市民から徴収する手数料は業者の収入となり、収集・運搬にかかる費用はその手数料収入により賄い、市町村は収集費用を支払いません。

・許可方式を採用できる場合

市町村による収集・運搬（委託による場合も含む。）が困難な場合に限られていますが、具体的には、市町村の収集・運搬体制が十分でない場合にこれを補完する形で、業者の経営努力により清掃事業が実施されてきたという歴史的な経緯を踏まえて許可方式がとられたり、事業活動に伴い大量の一般廃棄物が排出された場合等に許可方式がとられています。

岡山市のし尿収集・運搬体制

・直営1割、許可9割

岡山市のし尿収集・運搬体制は、昭和29年に清掃法（廃棄物処理法（昭和45年制定）の前身）が制定されたのに伴い、事実上事業を実施していた業者に許可を与え、直営を補完させることになりました。

その後、昭和44年から46年にかけて周辺市町村の合併が行われ、合併市町村内で事業を行っていた許可業者が加わり昭和50年4月には現在と同じ9業者体制が確立しました。市内のし尿収集量の1割を市の直営、9割を許可業者が収集しています。

・効率的なし尿収集・運搬体制

岡山市のし尿収集・運搬体制は、許可業者体制を中心として成り立っていますが、これは、歴史的経緯によるものであると同時に、直営や委託を中心とする方式と比較して市のし尿収集・運搬コストが格段に低く（直営部分の負担のみ）、効率的な収集・運搬体制といえます。

合理化事業

・合特法制定

こうした中で、下水道整備が全国的規模で進展し、これに伴いし尿処理業者は事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきました。しかし、運搬車等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではなく、また、これらの業者の自主的経営判断により自由に転廃業がなされると市町村のし尿処理体制に支障が生じることとなります。

そこで、し尿業者の転廃業を円滑かつ計画的に進めて、業者の業務の安定を図るとともに、し尿の適正な処理を確保することを目的に、昭和50年5月に議員立法として「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（合特法）が制定されました。

・合理化事業が必要な市町村

合特法が支援の対象としているし尿処理業者は、許可業者と委託業者の双方を指し（第2条）、許可・委託を問わず民間業者によるし尿収集・運搬体制を採用している市町村においては、業者を支援することによりし尿収集・運搬体制を確保して、適正なし尿処理を実施することが望まれます。他方、直営で収集・運搬を実施している市町村の場合は、合理化事業は不要です。

・岡山市の場合

昭和38年1月に公共下水道旭西処理区域が供用開始されて以来、市内中心部を受け持つ許可業者と直営は、著しい影響を受けてきました。

その際、業者の営業権を市が買い取って、残りは直営で収集・運搬することも想定され得ましたが、下水道普及率が低く直営で残り全てを収集するのは困難であったこと、許可業者方式は効率的で経済的なし尿収集・運搬体制であることなどを考慮して、許可業者方式を中心とするし尿収集体制を維持することとして、そのために合理化事業を実施してきました。

合特法が定める合理化事業と岡山市が実施してきた合理化事業

合特法が定める合理化事業

・「一般廃棄物処理業等が下水道普及により受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業」

合特法第3条第1項は、合理化事業をこのように定義しています。この合理化事業を、合理化事業計画を策定した上で実施することとされています（第5条）。

しかし、合理化事業の内容が法律上明確ではなかったこと、したがって合理化事業計画の策定内容も確定しがたかったことなどから、全国の市町村でも合特法に基づく合理化事業計画の事例は非常に少なく、各市町村が試行錯誤しながら「合特法の趣旨を尊重」した合理化事業を実施してきたのが実情であり、岡山市も同様です。

このような状況を受けて、厚生省は平成6年3月29日付で合理化事業計画策定要領を示しました。

・代替業務の提供と転廃交付金の交付

平成6年3月29日付厚生省通知の中で、合理化事業の内容として、

- ア 事業の転換のための援助
- イ 転廃交付金等の交付
- ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん
- エ その他自治体独自の対策

の各事業が例示されています。

この中でも、ア 事業の転換のための援助（代替業務の業務委託） と、イ 転廃交付金等の交付 が主要なものです。

し尿収集・運搬業務に代わる業務を委託し、あるいは金銭を交付して、業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小していくことを目指す事業が、合理化事業です。

・合理化事業計画の策定

平成6年3月29日付の厚生省通知の中で、合理化事業計画の参考例が示されており、計画に盛り込む内容として、

- 下水道整備の見通し
- し尿の要処理量の見通し
- し尿の処理体制の水準
- 合理化事業の内容

等が定められています。その策定手順を示すと次のようになります。

1. 計画初年度のし尿収集量と、この収集に要する各社の収集車両台数を出発点として設定する。
2. 各社の受け持ち区域内の下水道整備の見通しをたて、計画実施期間（たとえば向こう5年間）で各社の受け持ち区域内のし尿収集量がどの程度減少していくかを予測する。
3. その予測に照らして、各社ごとに、計画実施期間内に不要となる（減車しなければならない）収集車両台数を設定する。
4. その減車台数分相当の業務体制（車両や人員）を転廃業させるのに必要な合理化事業内容（代替業務あるいは金銭）を定める。

岡山市が実施してきた合理化事業

・「合特法の趣旨を尊重」した合理化事業

平成6年3月29日付厚生省通知により、合理化事業及び合理化事業計画の内容が明確化された後も、合理化事業計画を策定できないまま、「合特法の趣旨を尊重」した形で合理化事業を実施してきました。

これは、前記の合理化事業計画策定手順に沿った策定作業を進める上で、必要なデータ等基礎的諸条件が十分に整わなかったためです。

・交渉窓口は岡山市環境整備協会

合理化事業計画を策定できないまま、岡山市環境整備協会を交渉窓口として、適宜、協定や覚書を交わしながら双方合意の上、代替業務を委託してきました。

岡山市環境整備協会とは、市内9つのし尿収集・運搬業者全てが加入する事業協同組合であり、構成組合員の相互扶助を目的として事業の共同受注等を行う団体です。

・金銭の交付ではなく代替業務の提供

昭和51年6月29日の覚書により、下水整備地区を受け持つ業者を対象として当該地区の下水管渠清掃業務を指名競争入札で委託する旨の合意がなされたのが、岡山市の合理化事業の始まりです。

合理化事業の内容としては、金銭の交付（1台減車するごとに 千万円）という方法も協議されたものの、環境整備協会の強い要望や岡山市の財政事情に鑑みて、従前通り「代替業務の提供」で対応することとする旨の合意書が平成2年3月17日に締結され、その後の協定書でもこの方針は確認されてきています。

・「代替業務の提供」方式の問題点

「金銭の交付」方式の場合は、収集車両1台分の業務の転廃業を図るためには1台あたり 千万円交付すればよい、というルールを容易に確定することができますが、「代替業務の提供」方式によると、1台分の業務の転廃業を図るためには1台あたりどの程度の業務を委託すればよいのか、を確定することが困難となります。

そこで、まず1台分の業務転換を図るのに必要な金額（ 千万円）を確定し、その金額相当の利益を得られるだけの金額（ 億円）の業務を委託すれば、1台 千万円の現金を交付したのと同様であるとみなし、1台分の業務転換が図られるものとする、というルールを形成することが考えられます。

このルールづくりについては、平成2年3月17日付の合意書において、代替業務を「当分の間（代替業務提供の目的を果たすまでの間）提供する。業務の提供は、許可車両台数50台を対象に算定し、一定の業務量（利益相当額）を提供する。残余は金銭補償とする。」旨の合意がなされたものの、期間の定めがなく、また「一定の業務量（利益相当額）」の確定が行われないまま、先行的に業務提供を実施してきております。

合理化事業計画の参考例

(平成6年3月29日付厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知衛環第120号から引用)

「市合理化事業計画」

1 目的

本市の下水道の普及により一般廃棄物処理業等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策(援助策)を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市の状況

市の人口、面積、特徴等。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿くみ取り業は、昭和 年から許可制となり、現在に至っている。平成 年現在の本市のし尿等の要処理量は キロリットルであり、別表1の 業者に許可されている。

4 下水道整備等の見通し

本市の下水道普及率は平成 年度末現在 %である。本市の下水道整備計画としては、別表2のとおり平成 年度末に %を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市の下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表2のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表2のとおり推移し、それに伴い本市は別表3のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市における一般廃棄物処理業務等は許可制であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表3のとおりの影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市における一般廃棄物処理業者等の有するし尿等の処理に係る車両について、 台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成 年度から 年度までの 年間とする。

五年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市は、次の支援策（援助策）を実施する。

次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択するように努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

ごみ処理（再生を含む。）業務

下水道汚泥運搬処分業務

下水道管路施設の維持管理業務

下水道処理施設の維持管理業務

農業集落排水施設の維持管理業務

道路清掃管理業務

その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助（支援）の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日環衛第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金等を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

9 添付書類

(1) 市一般廃棄物処理計画

(2) 一般廃棄物処理業者等に対する許可証

(3) 公共下水道の事業計画及び認可書の写し

(4) 公共下水道が供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

(別表1)

し尿等の処理許可業者名簿

平成 年 月 日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備考
合 計					

(別表2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成 年度	年度	・ ・	年度
全 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下 水 道 水 洗 化 人 口				
処 理 区 域 外 人 口				
区 域 内 未 直 結 人 口				
し尿等の要処理人口				
し尿等の要処理量				

(各年度 月 日現在、単位：人口千人、し尿等量・千³リットル)

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成 年度	年度	・ ・	年度
年間し尿等の要処理量				
1台あたり年間処理量				
要処理車両台数				
要減車車両台数				
減車計画台数				
許可総車両台数				
1社あたり車両台数				

(単位：し尿等量は kg 、車両台数は台)